

大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日 時	平成30年8月6日（月） 午後3時27分～午後4時38分					
②	会 場	大洲市新谷公民館 2階大ホール					
③	出席委員						
1	池田幸二	2	吉岡きみ子	3	長岡誠一	4	尾山満則
5	西岡輝治	6		7	菊池啓二	8	森岡芳文
9	菊地正夫	10	幸野登吉	11	上田健司	12	川本由紀美
13	矢野正祥	14		15	沖田辰夫	16	宮浦実
17	石岡猶一	18	中岡京子	19	池田雄一	20	森永茂史
21	橋本英司	22	都築孝壽	23	水本福泉	24	池浦萬里子
25	丸井幸造	26	山本多喜男	27	垣見正志	28	西内清信
29	大本昭裕	30	武知明	31	城本豊子	32	中本祐市
33	坂幹幸	34	久保壽男	35	浅野誠司	36	往見康範
37	菊地久美子	38	有友章治	39	請田竹男		
④	欠席委員	6	台越正洋	14	山首憲市		
⑤	遅刻委員						
⑥	事 務 局	吉岡事務局長		是澤次長		沖田専門員（農地）	
		都築専門員（農政）		土居書記（農地）			
⑦	農 林 水 産 課	山岡課長		三好課長補佐		松田主事	
⑧	会 議 の 内 容	議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について					
		議案第50号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について					
		議案第51号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について					
		議案第52号 農地法第5条の規定による許可の取消について					
		議案第53号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告 について					
		議案第54号 下限面積（別段の面積）の変更について					
		議案第55号 農用地利用集積計画の決定について					
		議案第56号 農用地利用配分計画（案）について					

事務局（局長）	<p>失礼いたします。</p> <p>定刻前ではございますが、皆様お揃いになりましたので只今から農業委員会定例総会を開催したいと思います。皆様ご起立をお願いいたします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>ご着席願います。</p> <p>皆様ご存じのとおり、7月の豪雨災害におきましては、大洲市、そして西日本各地におきまして多くの方々が犠牲となりました。また、本日は73回目の広島原爆の日でもございます。</p> <p>ここにご冥福をお祈りし、黙とうをささげたいと思います。</p> <p>皆様ご起立をお願いいたします。</p> <p>それでは、黙とう。</p>
全 員	(黙とう)
事務局（局長）	<p>お直り下さい。ご着席下さい。</p> <p>平成30年第8回大洲市農業委員会定例総会の開会に当たり、宮浦会長からご挨拶をお願いいたします。</p>
会 長	(会長挨拶)
事務局（局長）	<p>只今から議案審議に移らせていただきます。会議規則第3条によりまして、宮浦会長に議事の進行をお願いいたします。</p>
議 長（会長）	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は農業委員19名中18名、推進委員20名中19名で定数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>本日、6番 台越正洋委員、ならびに14番 山首憲市委員より欠席の報告を受けております。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりでございます。</p> <p>まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員に、29番 大本昭裕委員、また、30番 武知明委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2、書記の指名を行います。</p> <p>本日の会議の書記に事務局の土居書記を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第3、議案審議に入ります。</p>
議 長（会長）	<p>まず、議案第49号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局 （専門員兼農政係）	<p>議案第49号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明します。</p> <p>1番、菅田町宇津字出来地の土地、畑2筆・計319㎡は交換による所有権の移転です。</p> <p>所有権移転後も、引き続き野菜の栽培を行います。</p> <p>農業は、譲受人、長男夫婦および孫が年間を通して従事します。</p> <p>2番、八多喜町の土地、田1筆・1,906㎡は売買による所有権移転です。</p>

所有権移転後も、引き続き水稻の植栽を行います。
農業は、譲受人夫婦及び母が年間を通して従事します。
以上、2件のご審議をよろしく申し上げます。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告をうけたいと思います。1番。

13番

1番案件について、ご説明いたします。議案説明資料1ページをご覧ください。

1番案件は交換による所有権移転となります。

申請地は、菅田公民館の東南約3kmにある畑2筆になります。

この案件は、お互いの所有地を交換するもので、申請のあった農地を譲り渡して、代わりに譲受人所有の山林を譲り受けます。

申請地は畑として現在も耕作されており、また、譲受人は家族とともに年間を通して農業に従事しており、所有権移転後の管理に問題はないものと考えます。

調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（会長）

はい。それでは、2番。

22番

失礼します。

2番案件についてご説明いたします。議案説明資料2ページをご覧ください。

当案件は、譲受人が自己所有の農地に隣接する申請地を売買により取得しようとするものです。

申請地は、八多喜公民館から西に約700mにある田1筆になります。現在も良好な状態で管理されています。

譲受人は妻および母と一緒に、年間を通して農業に従事しており、これまでに耕作管理に関する問題は生じておりません。

その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はなく、第7号関係の「地域調和」につきましても、現状を引き継いで耕作する予定であることから、特に問題はないものと思われます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（会長）

只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議はございませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、**議案第50号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」**を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局
（専門員兼農地係）

失礼いたします。

議案第50号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」をご説明いたします。

今月上程させていただいております5件の内、3番につきましては先月の除外案件1筆を含み、また5番案件につきましても先月の除外案件でございます。

除外案件の転用許可申請につきましては、県の審査を経て農振法の11条公告後に上程させていただいておりますが、この2つの議案につきましては、災害対策事業との関連があり、これらの日程を見越して上程させていただいております。

しかしながら、本日までにこれらの手続きが間に合わなかったことから、3番・5番案件につきましては、来月の案件にさせていただきたいと思っております。

したがって、議案第50号に関しましては1番、2番、4番案件につきまして、ご審議いただきますようお願いいたします。

議案書は2ページ、議案説明資料は3番案件と5番案件を除かせていただいております、3ページから15ページになります。

まず1番、上須戒の土地1筆です。

申請地は、山間部の急傾斜の多い低生産農地であり、農機具の搬入等に不便を強いられるなど営農が困難な状況にある。また、申請人は妻と二人暮らしで高齢となり年々体力も衰えてきているが、後継者もおらず借受者もないことから、今後は山林とした管理するものです。

本案件につきましては、本年5月の第5回定例総会で農用地区域除外についてご審議いただきました案件であり、農振法11条公告がなされています。

農地区分につきましては、付近には公共施設等がなく山間部の農業用機械の乗り入れ困難な小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

立地基準及び一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料の3ページをご確認ください。

2番、長浜町上老松の土地1筆です。

申請人は高齢になり農業をすることが困難な状況になってきたが、ひとり暮らしで目も不自由であることなどから、農業後継者として養子に迎える甥のため、住宅を建築し賃貸するものです。

申請地は、JR予讃線伊予出石駅から概ね300メートル内に位置する農地であることから、第3種農地と判断いたしました。立地基準及び一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料7ページをご確認ください。

4番、豊茂の土地5筆です。

申請地は、周囲を山に囲まれた日当たりの悪い急傾斜の農地であり、侵入路の幅員も狭く農機具等の搬入に不便を強いられるなど、農地として管理するには困難な状況となっている。

また、申請人には近くに後継者もおらず借り受ける隣接者もないことから、今後は山林として管理するものです。

	<p>申請地は、市内中心部から北西に約10kmに位置し、付近には公共施設等がなく、山間部の農業用機械の乗り入れの困難な、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。</p> <p>一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料12ページのご確認をお願いいたします。</p> <p>なお、1番と4番案件につきましては、植林等により違反転用状態にあることから、それぞれ始末書を提出されています。これらの案件につきましては、県に違反転用事案報告を提出する予定でございます。</p> <p>以上、3件です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
議長（会長）	<p>只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。</p>
23番	<p>失礼いたします。</p> <p>1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。</p> <p>説明資料の3ページから6ページをご覧ください。</p> <p>本件につきましては、今年の5月に開催されました第5回定例総会の「議案第35号 農業振興地域整備計画の変更について」におきまして、農地転用を前提とした農用地区域の除外を審議した案件です。調査結果は、第5回定例総会においてご説明しましたとおり、立地基準、一般基準において、どちらもその時の状況と変わっておりませんので、調査報告書記載のとおり問題ないものと思われまます。</p> <p>また、周辺農地等への影響につきましては、周辺は山林に囲まれており、各項目につきましても適当と思われることから、特に問題ないものと考えます。</p> <p>よって、本件は農地法第4条第2項の各号には該当しないため、また、始末書を提出し反省をしているようですので、追認許可はやむを得ないと考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
議長（会長）	<p>はい。続いて、2番。</p>
28番	<p>2番案件について、調査結果をご報告申し上げます。</p> <p>説明資料の7ページから11ページを参考にしてください。</p> <p>まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、第3種農地であることから、問題ないと思われまます。</p> <p>次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」につきましては、許可があり次第自己資金にて着工するとのことであり、問題ないものと思われまます。</p> <p>第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地の東側に農地がありますが、所有者からの同意を得られておりますので、問題ないと考えます。</p> <p>よって、本件は農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
議長（会長）	<p>はい。続いて3番を飛ばして、4番。</p>
29番	<p>それでは4番案件について、調査結果をご報告申し上げます。</p>

説明資料の12ページから15ページを参考にしてください。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、植林を目的とされており、問題ないと考えます。

次に、農地転用の一般基準である第3号の「転用の確実性」につきましては、先程事務局より説明がありましたように、すでに植林をされており、この件につきましては、本人も始末書を提出し大変反省をされております。

また、第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地の周囲は山林となっておりますし、各項目において適当と思われることから問題ないと考えます。

よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当として追認許可はやむを得ないものであると考えます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

はい。そして5番も来月に行くということですので以上の件について、地元委員さんからの報告ありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議はございませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、**議案第51号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」**を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（次長）

失礼いたします。

議案第51号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書3ページ、ならびに別紙「議案説明資料」の16ページから20ページまでを併せてご覧ください。

1番、菅田町宇津の土地、2筆、6,532㎡の案件は、当法人は、初生雛の育成事業を営んでいるが、新たに鶏卵の生産・販売事業を始めるため、申請地を売買により取得しようとするものでございます。

農地区分は、農振法第8条第1項の規定により市が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域（農用地区域）内にある農地であることから、農用地区域内農地と判断しております。したがって、基本的に転用は認められませんが、法第5条第2項のただし書き「不許可の例外」に該当することから転用が認められるもので、立地基準には適合しており、一般基準を中心に審議をお願いいたします。

以上、1件でございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありました。まず地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

13番

それでは1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の16ページから20ページを参考にしてください。

申請地は、17・18ページの位置図のとおり、宇津橋の南東約2kmに位置する農地です。

まず立地基準ですが、報告書記載のとおり「農用地区域内農地」であり、本来、転用は許可されないものですが、事務局説明のとおり当該地は「農用地区域内の用途区分の変更」がなされており、農地法本文ただし書きの不許可の例外にあたることから、問題ないものと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり

ください自己資金にて着工したいとのことであり、また一体利用地についても購入予定ですので、問題ないものと思われま

す。また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、周辺住民等の同意が得られていることから、特に問題はないものと思われま

す。よって、本件は農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

議長(会長)

ご審議のほど、よろしくお願

委員

いたします。

議長(会長)

はい。只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はござ

委員

いませ

議長(会長)

んか。

委員

(質疑なし)

議長(会長)

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することに、ご異議ありませんか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

事務局(次長)

次に、**議案第52号「農地法第5条の規定による許可の取消について」**を議題といたしま

議長(会長)

す。

委員

事務局の説明を求めま

議長(会長)

す。

委員

失礼いたします。

議長(会長)

議案第52号「農地法第5条の規定による許可の取消について」ご説明申し上げます。

委員

議案書4ページをご覧ください。

1番、東大洲の土地、2筆、183㎡の案件は平成5年5月27日付で許可されていたものでござ

います。申立によりますと、申請後、母親が病気になり予定外の費用が必要となったため、当初予定していた資金返済の目途がたたず、資金の借用を諦めたため、転用ができなくなったとのこと

議長（会長）	<p>特にご質疑も無いようですので、本案を取消願のとおり、やむを得ないものとして送付することにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>ご異議ないものと認め、本案は願のとおり、やむを得ないものとして送付することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第53号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局 （専門員兼農政係）	<p>失礼いたします。</p> <p>議案第53号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人について」をご説明します。</p> <p>議案書5ページと併せて、議案説明資料21ページをご覧ください。</p> <p>当議案では、前年度の事業状況報告がありました『有限会社グリーンサラダ』について、農地所有適格法人の要件具備に関するご審議をお願いするものです。</p> <p>まず、要件の適否を判断する上で確認が必要となる事項を議案書「報告内容」欄の記載順にご説明します。</p> <p>①「法人の組織」は、株式会社・持分会社・農事組合法人・特例有限会社のいずれかであること。</p> <p>②「事業の限定」は、主たる事業が農業と関連事業であり、双方の売上高が全体の過半を占めていること。</p> <p>③「構成員・議決権の資格」は、法人の農業関係者（常時従事者、農地を提供した個人、地方公共団体、農協等）の議決権が総議決権の2分の1以上あること。</p> <p>④「経営責任者の要件」は、執行役員数の過半数が農業常時従事者で、役員又は重要な使用人のうち1人以上が年間60日以上農作業に従事していること、</p> <p>以上の4点が確認事項となっています。</p> <p>有限会社グリーンサラダは、平成17年に設立され、主に葉物野菜の栽培を行っています。</p> <p>①の「法人組織」は有限会社でございます。②につきましては、すべてが農業による売上であります。③の「構成員・議決権の資格」は2分の1以上であること、④の「経営責任者の要件」は執行役員全員が農業常時従事者であり、かつ年間60日以上農作業に従事しております。</p> <p>以上のとおり、報告書等を確認しましたところ、議案説明資料に記載のとおり、農地所有適格法人の要件を備えているものと思われまます。</p> <p>ご審議のほどお願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>只今、事務局から報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。</p>
委員	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>特にご質疑もないようですので、この報告書の内容については承認することに、ご異議ありませんか。</p>
委員	<p>（異議なし）</p>

議長（会長）

ご異議無いものと認め、この報告書については承認することに決定いたしました。

次に、『議案第54号 下限面積（別段の面積）の変更について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局
（専門員兼農政係）

失礼します。

議案第54号「下限面積（別段の面積）の変更について」をご説明します。議案書6ページをご覧ください。

当議案では、『下限面積（別段の面積）の設定について』の中にある『空き家に附属した農地に限定した設定について』は、農業委員会が指定した農地に限るとあるため、今回、指定追加としてご協議願うものです。

スクリーンに位置図を映しますので、ご覧ください。

1番 阿蔵字タブチの土地、畑2筆・計336㎡です。

市立大洲病院の西約400mに位置する場所になります。摘要にも記載しておりますが、申請人の父の叔父が居住していた住居でしたが、松山市の老人ホームに入所したため、本物件を利用することがなくなり、『大洲市空き家バンク』に登録しておりました。

農地につきましては住宅の北側と南側にありますが、これも利用していなかったため遊休化しております。

なお、今回の総会でご承認いただけましたら、次月の総会で『農地法第3条の規定による許可申請』が提出される予定になっております。

以上1件、ご審議をよろしくお願いします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、今説明したように地番指定することにご異議ございませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、今回申し出のあった農地について地番指定することに決定いたしました。

次に、『議案第55号 農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局
（専門員兼農政係）

議案第55号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。議案書の7ページをご覧ください。

1番及び2番 引き続き、水稻を栽培するため、使用貸借権を10年間設定しようとするものです。

3番 引き続き、水稻を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。

4番 引き続き、野菜を栽培するため、使用貸借権を5年間設定しようとするものです。

5番 引き続き、大豆を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとする

するものです。

6番 引き続き、野菜を栽培するため、賃借権を3年間設定しようとするものです。

9ページです。

7番及び8番 引き続き、野菜を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。

9番及び10番 引き続き、野菜を栽培するため、賃借権を3年間設定しようとするものです。

11番 新たに農地を借り受けて、野菜を栽培するため、賃借権を6年間設定しようとするものです。

10ページです。

12番から14番 引き続き、水稻を栽培するため、賃借権を10年間設定しようとするものです。

15番 引き続き、野菜を栽培するため、賃借権を10年間設定しようとするものです。

16番 引き続き、水稻を栽培するため、使用賃借権を10年間設定しようとするものです。

17番 新たに農地を借り受けて、水稻を栽培するため、使用賃借権を2年間設定しようとするものです。

18番から21番 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構が国営喜多山団地の農地について、賃借権を10年間設定しようとするものです。

22番から24番 同じく機構が国営松久保団地の農地について、賃借権を10年間設定しようとするものです。

25番 引き続き、野菜を栽培するため、使用賃借権を10年間設定しようとするものです。

14ページです。

26番 引き続き、野菜を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。

27番 引き続き、果樹を栽培するため、賃借権を10年間設定しようとするものです。

以上、利用権設定・件筆数、27件・48筆、利用権設定総面積、61,118㎡です。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われま

す。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本件は原案のとおり決定することに決定いたしました。

次に、『議案第56号 農用地利用配分計画（案）について』を議題といたします。

事務局
(専門員兼農政係)

事務局の説明を求めます。

議案第56号「農用地利用配分計画(案)について」をご説明します。
本議案では、公益財団法人えひめ農林漁業振興機構が中間管理権の設定を受けた農地を借受希望者に貸借する計画について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、大洲市長より意見を求められていることから、ご審議をお願いするものです。

1番 喜多山の土地、畑5筆・計16,600㎡は、野菜を栽培するために賃借権を10年間設定しようとするものです。

2番 上須戒の土地、畑6筆・計14,982㎡は、野菜を栽培するために賃借権を10年間設定しようとするものです。

なお、利用権の設定を受ける者は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われま

す。ご審議のほど、よろしくお願

議長(会長)

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委員

(質疑なし)

議長(会長)

特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり認めることにご異議ございませんか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、本件は原案のとおり認めることにいたします。
以上で、本日の定例総会に提案しました議案の全ての審議が終了いたしましたので、議事を閉じることにいたします。
